

令和 8 年第 3 回
大崎市議会定例会議案

令和 8 年 9 月 8 日提出

大 崎 市

目 次

報告第 1 2 号	専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……	1
報告第 1 3 号	専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……	2
報告第 1 4 号	専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……	3
報告第 1 5 号	令和 7 年度大崎市健全化判断比率……………	4
報告第 1 6 号	令和 7 年度大崎市公営企業の資金不足比率……………	5
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	6
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	7
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	8
諮問第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	9
諮問第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	10
議案第 1 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度大崎市病院事業会計補正予算（第 1 号）） ……	11
議案第 1 1 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 5 号）） ……	12
議案第 1 1 4 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 6 号）） ……	15
議案第 1 1 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 7 号）） ……	18
議案第 1 1 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度大崎市市有林事業特別会計補正予算（第 1 号）） ……	20
議案第 1 1 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度大	

	崎市一般会計補正予算（第 8 号））	22
議案第 1 1 8 号	令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 9 号）	24
議案第 1 1 9 号	令和 8 年度大崎市日本語学校事業特別会計補正予算（ 第 1 号）	29
議案第 1 2 0 号	令和 8 年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	31
議案第 1 2 1 号	令和 8 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（ 第 1 号）	33
議案第 1 2 2 号	令和 8 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）…	35
議案第 1 2 3 号	令和 8 年度大崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）	37
議案第 1 2 4 号	大崎市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正 する等の条例	39
議案第 1 2 5 号	大崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	40
議案第 1 2 6 号	大崎市市税条例の一部を改正する条例	41
議案第 1 2 7 号	大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一 課税に関する条例の一部を改正する条例	49
議案第 1 2 8 号	色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合規約の変更につ いて	50
議案第 1 2 9 号	令和 7 年度大崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算 認定について	52
議案第 1 3 0 号	令和 7 年度大崎市水道事業会計決算認定について	53
議案第 1 3 1 号	令和 7 年度大崎市下水道事業会計決算認定について	54
議案第 1 3 2 号	令和 7 年度大崎市病院事業会計決算認定について	55

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

令和 8 年 7 月 3 日，公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和 8 年 2 月 4 日午後 6 時頃，大崎市古川駅東二丁目地内の市道駅東三号線を歩行中，側溝の段差につまずいたことにより転倒し，右手首を負傷したものの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は，市道構造物の異変を見逃していた市の管理不備と，相手方の前方不注意によるものであり，市の過失割合は 6 0 パーセントとする。

4 損害賠償の額

4 3 8，3 2 2 円

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

報告第 13 号

専決処分の報告について

令和 8 年 7 月 3 日，公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和 8 年 5 月 16 日午前 9 時頃，大崎市古川中里一丁目地内の市道中里原田線を走行中，車両下部を通るマフラーが跳ね上がった側溝の蓋に接触し，損傷したものの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は，市道構造物の異変を見逃していた市の管理不備と，相手方の前方不注意によるものであり，市の過失割合は 50 パーセントとする。

4 損害賠償の額

24,327 円

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

報告第14号

専決処分 of 報告について

令和8年8月17日、公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和8年5月5日午前8時頃、大崎市古川清滝字明神地内の市道明神樋ノ口線を歩行中、側溝の蓋の隙間に足を踏み入れ右足膝下を負傷したものの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は、市道構造物の異変を見逃していた市の管理不備と、相手方の前方不注意によるものであり、市の過失割合は40パーセントとする。

4 損害賠償の額

47,400円

令和8年9月8日提出

大崎市長 中 島 源 陽

報告第 15 号

令和 7 年度大崎市健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和 7 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.49
連結実質赤字比率	—	16.49
実質公債費比率	8.1	25.0
将来負担比率	85.8	350.0

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

報告第 16 号

令和 7 年度大崎市公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計	令和 7 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
宅地造成事業特別会計	—	
工業団地造成事業特別会計	—	

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

諮問第 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

諮問第 7 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 1 1 2 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年 7 月 8 日，令和 8 年度大崎市病院事業会計補正予算について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 8 年度大崎市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度大崎市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度大崎市病院事業会計予算第 5 条の表に次のように加える。

弁護士業務委託料（令和 8 年（ワ）第 1 0 2 7 号損害賠償請求事件）	自 令和 8 年度 至 事件の終結する 年度まで	損害賠償請求事件に係る代理人契約による額
--	--------------------------------	----------------------

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 1 1 3 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年 7 月 2 8 日，令和 8 年度大崎市一般会計補正予算について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度大崎市一般会計の補正予算（第 5 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 7，8 8 4 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 5，6 2 0，1 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の追加及び変更は，「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		10,388,314	5,336	10,393,650
	1 国 庫 負 担 金	8,236,668	5,336	8,242,004
19 繰 入 金		2,115,548	4,948	2,120,496
	1 基 金 繰 入 金	2,115,548	4,948	2,120,496
22 市 債		3,603,800	67,600	3,671,400
	1 市 債	3,603,800	67,600	3,671,400
補正されなかった款項に係る額		49,434,600		49,434,600
歳 入 合 計		65,542,262	77,884	65,620,146

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災 害 復 旧 費		10,931	64,619	75,550
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	61,089	61,090
	5 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	0	3,530	3,530
13 予 備 費		100,000	13,265	113,265
	1 予 備 費	100,000	13,265	113,265
補正されなかった款項に係る額		65,431,331		65,431,331
歳 出 合 計		65,542,262	77,884	65,620,146

第 2 表 地 方 債 補 正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川施設災害復旧事業	12,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
農業施設災害復旧事業	1,400	同上	同上	同上
林業施設災害復旧事業	700	同上	同上	同上

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう災害復旧事業	800	同上	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	53,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議案第 1 1 4 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年 8 月 3 日，令和 8 年度大崎市一般会計補正予算について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 8 年度大崎市一般会計の補正予算（第 6 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 3， 3 1 1 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 5， 7 8 3， 4 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の追加及び変更は，「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		10,393,650	33,005	10,426,655
	1 国 庫 負 担 金	8,242,004	11,005	8,253,009
	2 国 庫 補 助 金	2,054,105	22,000	2,076,105
19 繰 入 金		2,120,496	22,906	2,143,402
	1 基 金 繰 入 金	2,120,496	22,906	2,143,402
22 市 債		3,671,400	107,400	3,778,800
	1 市 債	3,671,400	107,400	3,778,800
補正されなかった款項に係る額		49,434,600		49,434,600
歳 入 合 計		65,620,146	163,311	65,783,457

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		2,389,875	350	2,390,225
	1 消 防 費	2,389,875	350	2,390,225
11 災 害 復 旧 費		75,550	162,961	238,511
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	61,090	95,950	157,040
	2 商工施設災害復旧費	0	2,111	2,111
	4 そ の 他 施 設 災 害 復 旧 費	2,183	0	2,183
	5 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,530	64,900	68,430
補正されなかった款項に係る額		63,154,721		63,154,721
歳 出 合 計		65,620,146	163,311	65,783,457

第 2 表 地 方 債 補 正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
保健福祉施設災害復旧事業	300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう災害復旧事業	53,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	105,000	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
河川施設災害復旧事業	12,500	同上	同上	同上	36,800	同上	同上	同上
観光施設災害復旧事業	1,100	同上	同上	同上	3,200	同上	同上	同上
農業施設災害復旧事業	1,400	同上	同上	同上	3,600	同上	同上	同上
林業施設災害復旧事業	700	同上	同上	同上	28,000	同上	同上	同上

議案第 1 1 5 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年 8 月 1 4 日，令和 8 年度大崎市一般会計補正予算について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 8 年度大崎市一般会計の補正予算（第 7 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1，1 4 3 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 5，7 8 4，6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		2,143,402	1,143	2,144,545
	1 基 金 繰 入 金	2,143,402	1,143	2,144,545
補正されなかった款項に係る額		63,640,055		63,640,055
歳 入 合 計		65,783,457	1,143	65,784,600

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		2,144,857	1,143	2,146,000
	2 林 業 費	130,842	1,143	131,985
補正されなかった款項に係る額		63,638,600		63,638,600
歳 出 合 計		65,783,457	1,143	65,784,600

議案第 1 1 6 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年 8 月 1 4 日，令和 8 年度大崎市市有林事業特別会計補正予算について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 8 年度大崎市市有林事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大崎市市有林事業特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1，1 4 3 千円を追加し，

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6，3 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		11,245	1,143	12,388
	1 他 会 計 繰 入 金	11,245	1,143	12,388
補正されなかった款項に係る額		23,978		23,978
歳 入 合 計		35,223	1,143	36,366

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		727	1,143	1,870
	1 総 務 管 理 費	727	1,143	1,870
補正されなかった款項に係る額		34,496		34,496
歳 出 合 計		35,223	1,143	36,366

議案第 1 1 7 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年 8 月 1 7 日，令和 8 年度大崎市一般会計補正予算について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 8 年度大崎市一般会計の補正予算（第 8 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 5，7 8 4，6 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		2,144,545	20	2,144,565
	1 基 金 繰 入 金	2,144,545	20	2,144,565
補正されなかった款項に係る額		63,640,055		63,640,055
歳 入 合 計		65,784,600	20	65,784,620

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		6,784,424	20	6,784,444
	1 総 務 管 理 費	5,703,979	20	5,703,999
補正されなかった款項に係る額		59,000,176		59,000,176
歳 出 合 計		65,784,600	20	65,784,620

議案第 1 1 8 号

令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 8 年度大崎市一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 1， 1 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 6， 6 3 5， 7 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地 方 特 例 交 付 金		241,536	14,829	256,365
	1 地 方 特 例 交 付 金	230,465	14,829	245,294
11 地 方 交 付 税		18,189,000	14,106	18,203,106
	1 地 方 交 付 税	18,189,000	14,106	18,203,106
15 国 庫 支 出 金		10,426,655	4,026	10,430,681
	1 国 庫 負 担 金	8,253,009	1,868	8,254,877
	2 国 庫 補 助 金	2,076,105	2,158	2,078,263
16 県 支 出 金		4,733,912	12,404	4,746,316
	2 県 補 助 金	1,948,745	12,404	1,961,149
18 寄 附 金		900,001	3,150	903,151
	1 寄 附 金	900,001	3,150	903,151
19 繰 入 金		2,144,565	293,852	2,438,417
	1 基 金 繰 入 金	2,144,565	254,468	2,399,033
	2 特 別 会 計 繰 入 金	0	39,384	39,384
20 繰 越 金		400,000	492,433	892,433
	1 繰 越 金	400,000	492,433	892,433
21 諸 収 入		1,214,081	4,660	1,218,741
	4 雑 入	561,354	4,660	566,014
22 市 債		3,778,800	11,700	3,790,500
	1 市 債	3,778,800	11,700	3,790,500
補正されなかった款項に係る額		23,756,070		23,756,070
歳 入 合 計		65,784,620	851,160	66,635,780

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		6,784,444	419,422	7,203,866
	1 総 務 管 理 費	5,703,999	419,422	6,123,421
3 民 生 費		23,301,499	196,370	23,497,869
	1 社 会 福 祉 費	9,248,345	58,265	9,306,610
	2 児 童 福 祉 費	10,952,135	75,065	11,027,200
	3 生 活 保 護 費	3,100,463	63,040	3,163,503
4 衛 生 費		7,056,336	10,286	7,066,622
	1 保 健 衛 生 費	4,883,298	1,407	4,884,705
	2 清 掃 費	2,173,038	8,879	2,181,917
6 農 林 水 産 業 費		2,146,000	13,526	2,159,526
	1 農 業 費	2,014,015	13,526	2,027,541
7 商 工 費		1,598,563	28,466	1,627,029
	1 商 工 費	1,598,563	28,466	1,627,029
8 土 木 費		5,658,620	140,438	5,799,058
	1 土 木 管 理 費	548,504	438	548,942
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,437,004	140,000	1,577,004
9 消 防 費		2,390,225	17,145	2,407,370
	1 消 防 費	2,390,225	17,145	2,407,370
10 教 育 費		6,948,877	25,507	6,974,384
	1 教 育 総 務 費	2,381,385	2,153	2,383,538
	2 小 学 校 費	528,469	4,758	533,227
	3 中 学 校 費	450,712	13,396	464,108
	5 社 会 教 育 費	1,647,542	2,770	1,650,312
	6 保 健 体 育 費	1,937,880	2,430	1,940,310
補正されなかった款項に係る額		9,900,056		9,900,056
歳 出 合 計		65,784,620	851,160	66,635,780

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
おおさき日本語学校留学生奨学支援金 (令和 9 年 4 月期生)	自 令和 8 年度 至 令和 1 0 年度	231, 660
放課後児童クラブ等運営業務委託	自 令和 8 年度 至 令和 1 3 年度	2, 896, 000

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業出資事業	4,300	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	3,300	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
土地改良事業	92,800	同上	同上	同上	95,600	同上	同上	同上
観光施設整備事業	64,700	同上	同上	同上	74,100	同上	同上	同上
公民館施設整備事業	4,200	同上	同上	同上	4,700	同上	同上	同上

議案第 1 1 9 号

令和 8 年度大崎市日本語学校事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大崎市日本語学校事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 1 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 8, 1 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		43,600	△1,240	42,360
	1 使 用 料	42,710	△1,240	41,470
2 繰 入 金		39,907	△416	39,491
	1 他 会 計 繰 入 金	39,907	△416	39,491
3 繰 越 金		500	4,176	4,676
	1 繰 越 金	500	4,176	4,676
4 諸 収 入		12,000	△400	11,600
	1 雑 入	12,000	△400	11,600
補正されなかった款項に係る額		0		0
歳 入 合 計		96,007	2,120	98,127

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 日 本 語 学 校 費		95,007	2,120	97,127
	1 日 本 語 学 校 費	95,007	2,120	97,127
補正されなかった款項に係る額		1,000		1,000
歳 出 合 計		96,007	2,120	98,127

議案第 1 2 0 号

令和 8 年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度大崎市国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1, 4 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 9 2 6, 5 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 越 金		4,000	11,479	15,479
	1 繰 越 金	4,000	11,479	15,479
補正されなかった款項に係る額		13,911,066		13,911,066
歳 入 合 計		13,915,066	11,479	13,926,545

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸 支 出 金		17,152	11,479	28,631
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	17,152	3,054	20,206
	2 繰 出 金	0	8,425	8,425
補正されなかった款項に係る額		13,897,914		13,897,914
歳 出 合 計		13,915,066	11,479	13,926,545

議案第 1 2 1 号

令和 8 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大崎市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 9 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 9 7 3, 4 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		510	6,900	7,410
	1 繰 越 金	510	6,900	7,410
補正されなかった款項に係る額		1,966,008		1,966,008
歳 入 合 計		1,966,518	6,900	1,973,418

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金		4,728	6,900	11,628
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,728	440	5,168
	2 繰 出 金	0	6,460	6,460
補正されなかった款項に係る額		1,961,790		1,961,790
歳 出 合 計		1,966,518	6,900	1,973,418

議案第 1 2 2 号

令和 8 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度大崎市介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 8, 1 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 2 0 8, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		3,409,150	2,805	3,411,955
	2 国 庫 補 助 金	981,105	2,805	983,910
5 県 支 出 金		1,978,010	1,769	1,979,779
	2 県 補 助 金	96,402	1,769	98,171
7 繰 入 金		2,039,439	23,617	2,063,056
	1 他 会 計 繰 入 金	2,039,439	191	2,039,630
	2 基 金 繰 入 金	0	23,426	23,426
8 繰 越 金		2,000	59,961	61,961
	1 繰 越 金	2,000	59,961	61,961
補正されなかった款項に係る額		6,691,249		6,691,249
歳 入 合 計		14,119,848	88,152	14,208,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 支 出 金		6,122	88,152	94,274
	1 償 還 金 及 び 算 金	6,122	63,653	69,775
	2 繰 出 金	0	24,499	24,499
補正されなかった款項に係る額		14,113,726		14,113,726
歳 出 合 計		14,119,848	88,152	14,208,000

議案第 1 2 3 号

令和 8 年度大崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度大崎市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度大崎市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号中「1, 4 8 5, 4 2 6 千円」を「1, 1 9 3, 5 2 0 千円」に改める。

第 3 条 予算第 4 条括弧書中「1, 3 5 7, 0 7 1 千円」を「1, 2 7 0, 3 5 7 千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第 1 款	水道事業資本的収入	902, 990 千円	△205, 192 千円	697, 798 千円
第 1 項	企業債	763, 300 千円	△202, 200 千円	561, 100 千円
第 2 項	補助金	35, 229 千円	△1, 992 千円	33, 237 千円
第 6 項	出資金	4, 300 千円	△1, 000 千円	3, 300 千円
		支	出	
第 1 款	水道事業資本的支出	2, 260, 061 千円	△291, 906 千円	1, 968, 155 千円
第 1 項	建設改良費	1, 491, 869 千円	△291, 906 千円	1, 199, 963 千円

第 4 条 予算第 6 条の表中「450, 500」を「248, 300」に改める。

第 5 条 継続費の変更は、次の表による。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
水道事業資本的支出	建設改良費	鷹待嶽配水場更新事業	1, 670, 031	6	267, 421	1, 670, 031	6	267, 421
				7	803, 418		7	803, 418
				8	599, 192		8	307, 286
							9	291, 906

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 1 2 4 号

大崎市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する等の条例

(大崎市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第 1 条 大崎市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 8 年大崎市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 を削る。

第 6 条の 3 第 1 項中「第 6 条」を「前条」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、「，前条第 1 項の規定により住基カードによる印鑑登録証の交付を受けた者」及び「，住基カードによる印鑑登録証」を削り、同条を第 6 条の 2 とする。

第 6 条の 4 を第 6 条の 3 とする。

第 1 5 条第 1 項中「(住基カードによる印鑑登録証を添えて申請する場合は，被登録者に限る。)」を削り、同条第 3 項中「，住基カードによる印鑑登録証」を削り、「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

(大崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止)

第 2 条 大崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 2 3 年大崎市条例第 3 9 号）は，廃止する。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 125 号

大崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

大崎市認可地縁団体印鑑条例（平成 18 年大崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 13 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 1 2 6 号

大崎市市税条例の一部を改正する条例

大崎市市税条例（平成 1 8 年大崎市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き，合計所得金額」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（合計所得金額」に改め，「。次条第 1 項において同じ」を削り，同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は，公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次項各号に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を經由して，市長に提出しなければならない。

- （1） 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- （2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 2 3 条第 1 項第 1 号に

掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- （3）法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭

和 33 年法律第 30 号) 第 3 条第 1 項の地すべり防止区域, 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域, 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法 (平成 15 年法律第 77 号) 第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは, 当該土地等の譲渡は, 第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条の 3 当分の間, 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得, 譲渡所得又は雑所得を有する場合には, 当該事業所得, 譲渡所得及び雑所得については, 第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず, 他の所得と区分し, 前年中の当該事業所得の金額, 譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額 (以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し, 特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額 (特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額 (次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) をいう。) の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には, 次に定めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については, 同条中「総所得金額」とあるのは, 「総所得金額, 附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定

（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

（3） 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の大崎市市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大崎市市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若

しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み，当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し，市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については，なお従前の例による。

- 3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の大崎市市税条例附則第 7 条の 4 の規定は，同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。
- 4 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の大崎市市税条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は，市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の大崎市市税条例附則第 19 条

の 3 の規定は， 3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の
市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の大崎市市税条例第
6 3 条の規定は，令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し，
令和 8 年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 1 2 7 号

大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例

大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
(平成 2 8 年大崎市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改め、
「償却資産」の次に「(所得税法施行令(昭和 4 0 年政令第 9 6 号)第 6
条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令(昭和 4 0 年政令第 9 7 号)
第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。)」を加え、「3 箇年
度」を「3 か年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 128 号

色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合規約を別紙のとおり変更することについて，同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

(別紙)

色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合同規約の一部を改正する規約

色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合同規約（昭和 3 9 年色麻町規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「宮城県加美郡色麻町欠入地内に築造した花川ダム及び貯水池の管理に係る貯水、流水に関する事務を共同処理する」を「次の各号に掲げる事務を共同処理する」に改め、同条に次の各号を加える。

- （１） 宮城県加美郡色麻町欠入地内に築造した花川ダム及び貯水池の管理に係る貯水、流水に関する事務
- （２） 前号で規定するダムの用途変更及び財産処分に関する事務

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

議案第 129 号

令和 7 年度大崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により，
令和 7 年度大崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について，別冊のと
おり，議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 130 号

令和 7 年度大崎市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，令和 7 年度大崎市水道事業会計決算について，別冊のとおり，議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 1 3 1 号

令和 7 年度大崎市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により，令和 7 年度大崎市下水道事業会計決算について，別冊のとおり，議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

議案第 1 3 2 号

令和 7 年度大崎市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により，令和 7 年度大崎市病院事業会計決算について，別冊のとおり，議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

大崎市長 中 島 源 陽